

# 富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請受付要項（概要）

【受付期間】 令和2年5月7日（木）から 6月10日（水） まで

※受付期限を6月5日（金）に延長しておりましたが、さらに5日間延長し、  
6月10日（水）としました。

## 【受付方法】

### 1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※6月10日（水）当日消印有効

＜宛先＞〒930-8501（住所記載不要） 富山県庁 新型コロナ拡大防止協力金係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県のホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、5月7日（木）以降となります。

当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。**

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591

受付時間：午前9時～午後5時（土日を除く）

## **協力金を装った詐欺にご注意ください！**

- 県や市町村が、協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 県や市町村が、協力金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県や市町村をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

# 富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項

令和2年5月1日  
令和2年5月19日（変更）  
令和2年6月3日（変更）

## 概要

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大を受け、富山県は、「新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置」（以下「緊急事態措置」といいます。）において、事業者の皆様へ「特措法<sup>※1</sup>第24条第9項等に基づく施設の使用停止及び催物の開催の停止要請」及び「特措法によらない休業など適切な対応についての協力依頼」（以下「休業要請等」といいます。）並びに「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「営業時間の短縮の協力要請」といいます。）へのご協力をお願いいたしました（以下「休業要請等」及び「営業時間の短縮の協力要請」を総称して「休業・時短要請」といいます。）。

休業・時短要請の対象となる施設（以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業・時短要請に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

### 2 協力金支給額

| 対象施設                                | 中小企業 | 個人事業主 |
|-------------------------------------|------|-------|
| 休業要請等を行う施設 <sup>※2</sup>            | 50万円 | 20万円  |
| 営業時間の短縮の協力要請を行う食事提供施設 <sup>※3</sup> | 25万円 | 10万円  |

※2 複数の「休業要請等を行う施設」を持つ事業者は、対象施設全ての休業を行うことが要件

※3 複数の「食事提供施設」を持つ事業者は、対象施設全ての営業時間の短縮を行うことが要件

なお、県内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

## 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- 1 県内で対象施設（別表1）を運営する事業者（中小企業基本法上の中小企業及び個人事業主）であること。なお、「6 文教施設」及び「7 大学・学習塾等」については、常用従業員数が100人以下の法人が運営する場合は、中小企業基本法に規定する法人以外の法人が運営する施設も協力金の支給対象とします。
- 2 4月23日（木）から休業要請期間の終了日までの間、県の休業・時短要請に全面的にご協力いただくこと。  
※「全面的にご協力」とは、令和2年4月23日（木）から同年5月6日（水）までのすべての期間において休業・短縮要請にご協力いただくことであり、できれば4月23日（木）、少なくとも4月24日（金）からの休業・時短要請に準じていること。
- 3 県内の対象施設全ての休業・時短要請に準じていること。（県外に本社がある事業所も協力金の支給対象です。）
- 4 休業要請等を行わない飲食店、料理店、喫茶店等の「食事提供施設」については、夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛することとし、従来の営業時間を短縮する場合であること（終日休業とした場合も含む。）。
- 5 対象施設の営業に必要な許可等を有しており、それを証明するものを添付すること。
- 6 県又は市町村から、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 7 県のホームページで市町村ごとに対象施設の名称（屋号、屋号がない場合は個人名）並びに様式2における施設区分及び施設種類を公表することに同意すること。
- 8 県とともに協力金を負担する県内市町村に、申請書類に記載された情報を提供することに同意すること。
- 9 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

## 申請手続き等

### 1 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、5月7日（木）以降となります。  
当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

### 2 申請書類

申請書チェックリスト（別表2）で規定する申請書類を「郵送」してください。  
また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡したりすることもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

### 3 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送願います。）

令和2年6月10日（水）の当日消印有効です。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒930-8501（住所記載不要）富山県庁 新型コロナ拡大防止協力金係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

### 4 協力金の申請受付期間

令和2年5月7日（木）から6月10日（水）まで

**※受付期限を6月5日（金）に延長していましたが、さらに5日間延長し、  
6月10日（水）としました。**

## 5 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。また、協力金の支給開始は、5月中旬を予定しています。

## 6 通知等

- (1) 県の休業・時短要請に応じていただいた事業者については、県のホームページにおいて、市町村ごとに、対象施設名（屋号、屋号がない場合は個人名）等をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (3) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

## 7 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。**

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591

受付時間：午前9時～午後5時（土日を除く）

## その他

- 1 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 対象期間内（4月24日（金）から5月6日（水）まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず、富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター（受付電話番号：076-444-5591）にご連絡ください。